

## 『悔草』の創意

三浦邦夫

59年10月23日受理

(一) 思い出たり、我古へ、去方にて、香匙立とやらん見けるとて、誤り指をさし入て、ぬかんとすれど、兎角抜ざれば、人々様々鍛錬あれど、なをしまつて痛みければ、せんかたなくて、其の器打碎て、たゞれゆびを出しけり。狼藉といわれて、面目なかりし後悔。

この話は、『悔草』中巻の十三段、その後半に記されたものである。それは誰でもがふとした機で思いがけずも陥り犯してしまう過ちであり、それゆえの誰にでも一度は覚えのある失敗談である。ところで、この失敗談は作者が「或は書院ちがいだなになん有物を、むさと取見るのみならず、もとのやうにも置ずして、田夫のわざとぞいはれる」と記した時点において、「思ひ出たり」として綴った形を採っている。『悔草』の読者は、だから、この段を読み進んできて、この失敗談を読めば、作者自身の「田夫」であることを粉れもなく露呈してしまつた、今更ながら「後悔」しても始まらぬ惨めな体験の告白なのだなど、合点して、この段を読み終るこゝたにならう。

だが、もしも、『徒然草』の精読者がこの作品の読者の中にいたとしたならば、どうこの「後悔」談を読みとるであろうか。彼ら精読者は、当然、この十三段の冒頭から順次読み進んでいくだろうが、その過程で彼はよく記憶している『徒然草』のある段の文章や語句を、今彼の視線が辿つている字句から鮮明に喚び起しているに違いないのである。例えば、今彼の脳裡において『徒然草』と二重写しになっている『悔草』中巻の十三段前半の文章をあげれば、

花を好まば春より冬に至る迄、次第にさく草を、求植べきか。或は花をこふ共、大なる枝は手折じ。月さやけきに、窓も扉もさしおほはんや。いさぎよき庭の遺水へ、ふつ、かなるあしをさし入んや。雪の妙なると

真砂のならしけるに、足跡見せんや。

そして、彼がこの文章を読みつゝ、喚起してくる『徒然草』のある段と云うのは、他でもない、あの「すべて、月・花をばさのみ目にて見るものは……」以下の百三十七段の文章であるはずである。つまり、右に引用した文章の中の「或は花をこふ共、大なる枝は手折じ。」には「はては大きな枝心なく折取ぬ。」を、また「月さやけきに、窓も扉もさしおほはんや。」には少し疑問を抱きながらも、「月の夜は闇のうちながらも思へるこそいとたのもしうをかしけれ」を、そして「いさぎよき庭の遺水へ、ふつ、かなるあしをさし入んや。雪の妙なる」と真砂のならしけるに、足跡見せんや。」からは「泉には手足さしひたして、雪にはおりたちて跡つけなど……」の一節を、である。さらには『悔草』の作者が花の大きな枝を手折り、庭の遺水へ足をさし入れる等の振舞いを「田夫」の証と言つた、その「田夫」は兼好が「よき人」の反対項とした「片田舎の人」と照応していることも彼にはなんなく読みとりえたはずである。このように『悔草』中巻の十三段の前半が『徒然草』百三十七段を、表現としては反語的表現に代えてはいても、なぞつて書いていることに気付いた瞬間から、『徒然草』の精読者である彼が後半の失敗談を解読するコードに『徒然草』を意識し、その各段の記憶のページを繰つて照応する挿話を探して、読むのは必然的な行為であると言へる。以上のことに加えて、彼は『悔草』をこの中巻十三段まで読み進んでくる途中において、「されば兼好も、一生のけだひは、一生の怠りといへり」（上巻、十三段）、「つれづれ草に、有人顔かくして聴聞の人々まぎれて居たり……」（上巻、四十段）と記した個所に既に接してきている。彼は『悔草』に与えた『徒然草』の影響の大きさをはつきりと看取しつゝここまで読んできたのである。したがって、今読んでいるこの十三段でも、それははつきりと意識されているに違いないことなのである。

そこで、例の失敗談に対して記憶のページを繰って検索し探し出したのが、『徒然草』五十三段、仁和寺の法師が酒興に乗じたあまりに被った足鼎で惹き起こした、例の悲喜劇の逸話である。話の素材は違っているが、その構造は両者ともに同じなのだ。となれば『悔草』の話は作者の体験の告白談では最早なくなる。足鼎の話の構造を借りて、素材を変えることで、作者自身の失敗談として虚構したのではないか、したがって、「田夫」である作者も虚構の世界の住人である、と彼が解説したとしても、それは当然過ぎる程の解説であって、十分に首肯できるものであろう。そして、『徒然草』のこの精読者が『悔草』中巻の十三段を読むという行為は一応こ、で終ったことになるであろうが、しかし以上の解説で完了と言いつつ、窓も扉もさしおほはんやのくだりは「月の夜は闇のうちながら思へるこそいとたのもしうをかしけれ」とは反対の意味内容であって、両者を、他の各々と同じに、対応関係にあるとは認めがたい。では、『悔草』の作者は『徒然草』の右の一節を誤読したのかといえ、そうとは言えないのである。このくだりには、実はもう一つの解説のためのコードが必要だったのである。それは如儡子の『可笑記』である。その巻五の六十四段前半に「よからぬ人々の花車だてするぞおかしき」として、

或は花をみるにも色こきえだにさきみちたるをおもしろがり、木の本に物しきてあそぶといなや、大きなるえだひしひしとうちおり、ざしきにたて、後には酒にえひ、あつさにたへかね袖引ぬぎ、花の枝にかけさらし、或はいさぎよきいづみにも、すそかいくりとぶくとび入て、くろみたる脛までをあらひ、或は遠山のほしくまゆほのかにみ渡したるざしきにのぼりて、障子をしたて枕引よせうちねたる有様、手足うちながめうつぶしふしぬ、或ははつ雪のうすらかにして庭の面しろたへに塵もなきにおりたち、ふみちらしつせうちあそぶ、或はひとりふり過たる村雨の空しげき月のかほえならぬにも窓さしふたぎて、ともしびきららとかけ、よこしまなる事のみねがひ明しはてたるは女わか衆金銀の事のみ：

と列挙した記述がある。一読して判るように、これも『徒然草』百三十七段をなぞった文章で出来ている。ところで、如儡子が『可笑記』全二百八十段中に、右のように、なぞったり、翻案したり、一部分を引用したりと

いった具合に『徒然草』を利用したと認められる段数が四十七に及んでいる。そして、また、『悔草』が、その記述に際して、『可笑記』の諸段を撰取したと見なすうる段が、渡辺守邦氏の「仮名草子における典拠の問題——『悔草』を中心に——」によれば、十四を数えるのである。なお言えば、『悔草』は、この他に、『語園』（一条兼良）、林羅山の儒教仮名抄の『童観抄』・『卮言抄』・『三徳抄』、先行の仮名草子『祇園物語』・『ひそめ草』・『尤之双紙』からの受容を渡辺氏は右の論文で指摘しているし（例えば、『悔草』中巻の十三段のあの冒頭の文章「花を好まば春より冬に至る迄、次第にさく草を求植べきか」は『童観抄』の「歐陽公種花詩」の注記中の「花木ノ紅白ヲ相雑ヘテ。春ヨリ冬ニ至ルマテ。次第ニ二サクヤウニウユヘシ」に基づく）、加えて、羅山の『徒然草』注釈書『野槌抄』・『伊曾保物語』、藤原惺窩の儒教仮名抄『寸鉄録』、松永尺五の儒教仮名抄『彝倫抄』などからの借りごと利用をも指摘することができる。『悔草』が以上の諸作品と典拠の関係において深く結び付いている以上、これらの作品の表現、記述内容を常に頭に置いておかなければならないことを、読者はまず求められることになる。当面の『悔草』中巻の十三段に『可笑記』をも解説のためのコードとして欠かせないことがこれだとして了解しうるだろう。したがって、「月さやけきに窓も扉もさしおほはんや」が『徒然草』百三十七段をなぞって書かれた、右に既に引用しておいた『可笑記』巻五の六十四段の、二箇所傍線部分、就中「しげき月のかほえならぬにも窓さしふたぎて」を下敷に書かれた一節であることは動かないところであろう。この十三段の前半の記述は『徒然草』百三十七段と『可笑記』巻五の六十四段との文章に基づき、その各々を混濁させて成った文章であることが分かる。こうした文章を眼前にして読者は後半の失敗談についても『可笑記』の痕跡を探そうとするのは当然である。『可笑記』巻五の三十九段、

むかし、さる人、友だちのひとり子のもてるひざうの笛をかりて、ふきならしめてあそびけるが、なにとなきてずさみのあまりにふえの中へゆびを入たりけり。しばししてぬかんとするにぬけず。是はいかにとあはてふためき、ぬかんとするに猶ぬけず。はじめこそ人めはちらひてかくしけれ。後々はせんかたもなくつらをあかめあせをながしてあきれはてぬ。つまや子共みうちのおとこ女はしりつどひ、いかせん、只水

を入れよ、あぶらを入れよとひしめき、引ぬかんとすれば、ゆびきれておつるがごとくいたみさけぶに、せんかたなし。かゝる所へ、かの笛のぬし未十歳ばかりなるが来て、此よしをみるよりもからくとうちわらひ、いかにとどふ。しかゞのよしめんぼくなしとたふ。此子いふやうは、何かくるしう候べき。いでゞゆび取出してまいらせんと、この笛をおしげもなくうちはりければ、ゆびのふしはかはむけて血になり、あぶらや水にほとびておかしかりけり。

この段は、これに続けて、司馬温公が七歳の時の、酒瓶に落ちた童子を瓶を打破って救った逸話を載せる。この逸話は「事文類聚」を出典として、「語園」に「瓶ヲ破テ児ヲスクウ事」（上巻・四）としてあげられ、「智恵鑑」（橋軒散人辻原元甫、万治三年刊）に巻第六「捷智部」の十一「司馬温公溺死の子を救はるゝ事」として収められているが、如備子がこの逸話を「撃襲の図」に絵画化された比類のない「才智」として載せたのは、笛に指を差し込んだ失敗を「おかし」と嘲笑的に批判するためであったのではなく、指を取り出すために「ひざうの笛」を「おしげもなくみちんに」打破った子供の聡明な知の賛美にあった。「撃襲の図」に対して「いざさらば是をも割笛の図といひつたへ絵かきなましや」とこの段を結んでいるのである。「智恵鑑」が「捷智」の逸話に取りあげたのと同じ判断に基づいていよう。しかし、この割笛談は、その構造、表現から、「徒然草」の足鼎を被った失敗談の翻案であるのは疑いようもない。そして、「悔草」の失敗談はこの割笛談に依って、「笛」を「香匙立」に代えて作った話であることが理解されよう。素材を代えただけの簡単な「可笑記」に学んだ翻案である。だが、一方が聡明な知の賞揚を目的とするに對して、これは蔑視すべき「田夫のわざ」の「後悔」談として意味づけられ、この点で「徒然草」が描き出した酔狂のはての悲喜劇としっかり繋がっている。（翻案の技法を『可笑記』に学んだと言ったのは、「徒然草」の読者であり、『可笑記』の読者でもある『悔草』の作者には、『可笑記』の中の逸話中に『徒然草』の逸話の翻案化のものがあるのを看破するのは容易だったろうし、それを真似ることもさほど難しいことではなかつたらう。）ともかく、この失敗談は背後に『徒然草』を、さらにその背後に『可笑記』をという二重の層を形成していたのである。問題にしてきた十三段の解説はこれによって一段落したことになるが、しかし、この失敗談が右のような二重の操作によ

って作り上げられたことが明らかにしてみると、この点にまた問うべき問題が新たに生じてくる。「徒然草」の精読者に寓して提示したように、この十三段は、文章全体にわたって「徒然草」百三十七段から採ったとはつきり判る語句を随所に使っていることや後半の失敗談の仕組み方から「徒然草」の典拠化は分節化されて読者の目には浮き出て映ってくるのに反して、もう一つの典拠である『可笑記』は背後に隠れたままである。わずかに文章の表面に「月さやけきに窓も扉もさしおほはんや」の姿形で頭れてはいるが、前後を『徒然草』典拠の文章に挟まれていて、『徒然草』典拠と錯覚されるほどに、その表現の差異性を感じさせない。「悔草」の作者の立場にあつては、まず『可笑記』巻五の六十四段の文章と同巻の三十九段の逸話があつて、この二つを基に、その上に「徒然草」を重ねたという書く順序になるだろう。読者と作者の各々の立場において、典拠を読み取る行為と典拠に基づいて書くという行為を右のように解してみた場合、作者によって『可笑記』はある戦略の意の下に隠蔽されたと考えることもできはしないか。

## (二)

『悔草』全段中で、『可笑記』にだけ限ってみても、(一)で問題として提示した隠蔽化の姿勢の表徴と解される段をかなりの程度に、形を変えてではあるが、見い出すことができる。

例えば、「老の学」を説いた中巻の二十四段は、  
 (1) 此事すこしならはしめといへば、年よりて氣根なきなど、いへり。何ぞ己好む、よからぬ事は夜るひると身をやつし、物のついへもしらざりけん。  
 と書き出され、

(2) 高適は五十にして初て詩を作り…、  
 以下「宋吏」の老学、「倪寛」の寸暇を盗んでの研鑽と例を挙げ、  
 (3) されば若きまなびは、朝行がごとし。中老は昼行がごとし。老の学は灯をとって、夜る行がごとしと有。実やともしびなくて、くらきに行む事、あやうからずや。

と続いて、老学の勧めを「今更氣づまりなる道をきかんや。夢のうき世に一盃のみ腹つ、み打て遊ぶにしくはなしと、後悔」と結ばれているのだが、この引用の文章は「高適…」を除いて『可笑記』巻五の六十七段の次の傍

線を施した部分の文章とほぼ一致している。

むかし、さる人の云るは、当世上下の人々老たるも若きも学問芸能をすきこのみならふ人の前にて云やうは、さてよき事を御すきならひ給ふ物かな、我々も心付ならひ申たけれ共、機魂が御座ないゆへに力および申さぬ、或ははや年が御座ないほどに力および申さぬなど利口がましく申さる、まづ機魂がないといふ人に、何事にてもあれ、其人のすきこのむ事のしなひないせいぐるひわか衆ぐるひかのみくい物のうまいぐるひか金銀をまうくる事か遊山川がり基すぐるくなどを心のまにさせたらば気魂がないとて其事をせずにおるべいか。但昼夜朝暮をわかず其すきこのむ事には性を出し気根をつくし給ふべし。さあらばきこんがないとはいはれぬ事よ。；扱又年がよよりてならふ事もならぬと云人はもつとも愚疾暗どんの身として一旦きこえたる云分なれ共、爰に聖賢の語あり、わかきものは学文をするは朝日の出て世界を照すがごとし老たる者が学文をするはやみの夜に挑灯などをもして行がごとし、；さればもうこしの伯玉と云る人年六十の時大聖孔子にちなみ学文をして此あと五十九年が間万事に付あやまりたるひが事を只今わかまへ知たりとよろこびかたり給ふとかや、又荀卿といへる人は年五十にしてはじめて学文にもとづき又曹子と云る人年七十にしてはじめて学文をなす、此外の老学あげてかぞへがたし。(以下略)

『悔草』からの引用(1)は用語、内容からいって、『可笑記』の右の引用中の傍線部分(1)の要約であることが判るし、両者の、老学の者を例示すること、『若きまなび』、老の学は…の引用(3)と傍線部分(2)の内容の一致、という共通性は作者が『可笑記』の右に掲げた段を読み、それに基づいて記したことを明かしている。だがその細部に注目すれば、例えば、引用(3)にある「中老は昼行がごとし」に対応する文が傍線部分(2)には欠落し、「若・中老・老」の構文と「若・老」の構文との対応の不一致が認められる。ところが、『悔草』が典拠とした作品の一つである『野槿』に「徒然草」百五十一段の注釈として、

…高適は五十にしてはじめて詩を学て少陵にほめられ：師曠が教に若より学ぶは朝に出行がごとし、中年にしてするは日中に行がごとし、老て学ぶは燭をとりて夜行がごとし：燭なくて夜るゆかかんは危からずや  
(巻下之一)

とある。こゝには「若・中年・老」の構文があり、用語の上からも、『可笑記』と比較してはつきりと緊密な対応にあることが認められる。また『可笑記』にはない「高適」の例の一致、『悔草』の「としびなくてくらきにむ事、あやうからずや」が右の注釈の「燭なくて夜るゆかかんは危からずや」と合致することも知られる。この事は『悔草』の作者は冒頭部分の記述(引用(1))は『可笑記』に基づきながらも、以後の記述は『野槿』の注釈に従ったことを語っている。作者は『可笑記』を敢えて避けたのだと言ふことができよう。そして、『可笑記』もまた『野槿』のこの注釈を典拠にしたことを示している。『悔草』の作者は『可笑記』のこの段を下敷にして書こうとした際に、この段が『野槿』に依っていることを知ったに違いない。その時に、作者は、『可笑記』から『野槿』へ、という右に述べた操作をしたと解しなければならぬだろう。この操作によって、冒頭部分にわずかの痕跡を留めるだけで、『可笑記』は『野槿』の下に沈んで封じ込められることになるからである。しかし、作者は『可笑記』を捨てたわけではない。『可笑記』のこの段のテーマに依拠していることは見た通りである。作者の書く意識に即して言えば、依拠しつつ、同時にそのことを隠蔽化し、そうすることで、『可笑記』との間に距離を求めようとする意識だとそれは言うことができる。『可笑記』に対して、このように依拠しつつ、離隔しようとする書く意識は、例えばまた、上巻の七段にも顕れている。

夫婦は人倫の根本といへども、おつとは姪よくにおぼれやすし。司各位の人々、和漢ともにおほくは、色に迷ひて身を失ひ、国をすて給ふ。たけき勇者もおかされ、仙人通力を捨し。まして下劣の人をや。姪長じては精神をつくし、形はつかれ、邪におぼれては一命はたし、笛による鹿、夏の虫のこがるも、彼まどひより命を捨。唐に胡濩庵と云賢人、去しさい有て海外へながる。十年すきて、めし返さるとき湘潭と云所にて、胡氏といへるもの、酒をす、めたり。胡氏がつかひける、黎倩と云妓女あり。頬にまくばあつて優なり。胡濩かれを見て、心をまどひ詩をつくり、たはぶれける。此事朱文公きひて、則自警と題して其詩にいはく、十年浮海一身輕。掃却梨渦却有情。世上無如入欲險。幾人到此誤平生。とつくれり。誠に智恵も才も、まよふ物ぞと、深くおそれつ、しむべし。角は聞ども我などはこしかたより今におおて、

『悔草』の創意

色欲におぼれし後悔。  
 「仙人通力を捨し」、「笛による鹿」によって、「徒然草」八段と九段に基づいているのは判然としているし、「胡澹庵」の逸話と「朱文公自警の詩」は「野槌」に「徒然草」の右の両段の注釈として羅山が記載している一事である。そして、「可笑記」にはと言えば、巻一の二十一一段に「むかしの人のいへるは」として、

姪欲の道ほどおそろしき物はなし。春の駒鉢をやぶり、夏の虫身をこがす。山糺といふけだ物は女の気をかぎて命をかへりみず。又一角といへる通力自在の仙人さへ女に心をよせ通力自在をうしなへり。志賀寺の上人はさばかりのたつとき行者にておはしけれども、宇多の後にれんぼして御手のちぎりにうき名をながし、花山の法王十善の御位をふりすて御とんせいありしだにめとの中務といへる女房に落たまひにき。此ほか知恵才覚とよばる、かしくき人鬼神といはる、武き人も皆女にたぶらかされしためし多し。

「山糺」や「一角仙人」の記述から、これもまた「野槌」の注釈に依っていることが判る。さて以上の事を踏まえて、「悔草」の文章に「徒然草」と「可笑記」との文章を重ね合せてみるならば、どのような様相が見えてくるだろうか。まず、「悔草」に「可笑記」を重ね合せた場合を見てみよう。「悔草」の「夏の虫のこがるも」は「可笑記」の「夏の虫身をこがす」をなぞっており（「徒然草」、「野槌」の注釈には「夏の虫…はない」）、「たけき勇者もおかされ」や「誠に智恵も才もまよふ物ぞ」は「智恵才覚と呼ばれる、かしくき人鬼神といはる、武き人も皆女にたぶらかされし」に依拠しており、「悔草」の右の傍点の語は「可笑記」の傍点を施した語を踏まえているし、「仙人通力を捨し」は「一角仙人」の「通力自在の仙人さへ女に心をよせ通力自在をうしなへり」を踏まえた痕跡であることが了解できよう。以上の事柄に比較して、「徒然草」との場合は、「悔草」での「笛による鹿」が「女のはける足駄にて作れる笛には、秋の鹿必ず寄るとぞ言ひつたへ侍る。」（九段）を踏まえ、「仙人通力を捨し」が「久米の仙人」の逸話（八段）を「可笑記」の「一角仙人」と複合せせて（恐らくは「野槌」での久米の仙人の記述も念頭に置いて）記したこと二つが認められ、て、「可笑記」に基づいた文章の比率が高いのが分るのである。しかし、今問題としている「悔草」の上巻の七段全体の中で、「可笑記」に基づい

た右の文章がどう見えるかということになる。そこで、この七段の全文章の典拠を冒頭から順次に指摘するならば、「夫婦は人倫の根本といへども、おつとは姪よくにおぼれやすし」は「厄言抄」巻之下の(1)「君臣有義父子有親夫婦有別長幼有序朋友有信」（「孟子」滕文公章句上）の注釈「夫婦トハ、男女ナリ。天地ノ間、男女ナケレバ人倫ナシ。故ニ男女ヲ以テ、人倫ノ根本トス」に依つての記述であり、傍点を施した語句はそれを証している。次の文章「司さ位の人々、和漢ともにおほくは、色に迷ひて身を失ひ、国をすて給ふ。たけき勇者もおかされ、仙人通力を捨し。まして下劣の人をや。姪長じては精神をつくし、形はつかれ、邪におぼれては一命はたし、笛による鹿、夏の虫のこがるも、彼まどひより命を捨し」では、「たけき勇者もおかされ、仙人通力を捨し」や「笛による鹿、夏の虫のこがるも、彼まどひより命を捨し」の部分は既に指摘したように、「可笑記」、「徒然草」に基づいており、右の傍線を施した箇所は「厄言抄」巻之下の(2)「不孝有三無後為大孟子」（「離婁章句上」）の注釈「…男女父子ノ道ハ、天地古今ノ大法ナレバ、イカンゾ、スツベキヤ。然レドモ、色コノム者、天子トシテハ、三千ノ宮女ヲナラベ、國君トシテハ、内寵多ク、士大夫トシテハ、數妾ヲ、ツラネ、庶人トシテハ、奴婢ヲ犯ス。コレ皆淫ニスギテ、家乱ル、故ニ、精神ヲ盡シ、形ヲ、ツカラシ、病ヲ受テ身ヲ失フ。子孫ヲ求ン為ナリトテ、カヘリテ子孫ヲ得ヌサキニ、其身死スルナリ。…」の傍線を施した部分にそのま、従つて書かれている。「司さ位の人々、和漢ともにおほくは、色に迷ひて身を失ひ、国をすて給ふ」は、同じく「厄言抄」巻之下の(2)の引用の注釈や、典拠とした「可笑記」の「志賀寺の上人」「花山の法王」についての記述、あるいは「野槌」における「項羽高祖のたけく勇るも虞姬戚夫人に対してなみだを流し周郎が赤壁にて孟徳をやぶりしも小喬にまどはずしもあらずまして況や其外の人誰かよく色欲を断んや」（「徒然草」八・九段の注釈）が念頭に置かれていたことも動かないところである。そして、次に続く「胡澹庵」の逸話と「朱文公自警の詩」の記述は「野槌」の注釈に従い、「誠に智恵も才も、まよふ物ぞと、深くおそれつ、しむべし」が、先で指摘したように、「可笑記」に基づいている。こうして、この七段の全文章の典拠を指摘してみると、この文章は「厄言抄」+「野槌」の記述によって形づくられ、「可笑記」は、「徒然草」とともに、その間隙に一斑の痕跡を残しているに過ぎない。け

れども、作者が『可笑記』巻一の二十一節を読み、それに動かされて、同じテーマで、その記述を参考として書いたことをこの痕跡は物語っている。換言すれば、『可笑記』を基にしながらも、『卮言抄』や『野槿』の注釈を使って文章化したということである。就中、この文章化の過程で、『可笑記』が依拠したと同じ『野槿』の、同じ箇所注釈に依りながら、『山籟』の記事ではなく、『胡澹庵』の逸話と『朱文公自警の詩』を引いていることは注意を払うべき作者のし方であろう。なぜならば、作者が『可笑記』を基にしながら、その文章化においては他書の語句を使ったということは、『可笑記』をその下に隠蔽しようとした意識を語るものであろうし、したがって、『可笑記』と同じく『野槿』の全く同じ箇所注釈を使っているが、そこから別の記事を選んだというし方は、その意識の働きを明瞭化しているからである。この段においても、作者が『可笑記』に依存しつゝ、離隔しようとする背反的な書く意識のあり方を知ることができる。書く意識の、『可笑記』に対する、この背反的な指向は、例えば『悔草』中巻の十九段に最も明瞭であるのを見ることが出来る。

この段は何の取り柄もない我が身の程の「後悔」を述べる。「人は何ぞとり得のなきも笑止也」で始まり、直に次のように続ける。

たとへにも馬の人を踏て、くらいつくは、病ながら、又かけ行はやき、のふ有。かけ廻り遅き馬は、人に馴て荷を負ける。されば、人にも馴ず、かけ行もをそく、人をくいはねては、捨物ならん。実や聖人の詞にも、物狂しくまがり、無能にして、つゝしみなく、無智にして偽らば、いかんとすべきやうをしらずと宣ふ。

そして、『可笑記』巻一の二十六段には、「むかしさる人の云るは、げらうの詞に苦瓢にもとりえありと云に付て思へば、まことなるかな、何事にも皆とりえあるべし」に続けて、

乗馬の人をくひはねふみちらし百曲あるはかならずかんがつよて岩乗なるがとりえ也。又かんの内なる馬はかならず人になれしたがひて荷負田がへし民のたすけとなるがとりえ也。

とあって、同じ喩えを使っているのを知る。何にも取り柄のあることをテーマにしていること、また、テーマを先ず提示し、それに続いて同じ喩えを引いている構成とにおいて、両段は一致している。『可笑記』が『悔草』の作者に読まれ、なおかつ『悔草』述作に際して典拠の一つとし

て活用された以上は、『可笑記』のこの段も作者によって確かに読まれ、確かに参照されたと言うべきであろう。だが、『悔草』の典拠の中の一つ、『卮言抄』の、

狂ニシテ曲リ、無能ニシテ、ツ、シミモナク、無智ニシテ偽リアラバ、孔子モ、イカントモスベキヤウヲ、知ラズト云ヘリ。タトヘバ：馬ノ人ヲフミ、人ヲ食ハ病ナレドモ、又能カケ走ル能アリ。カケ走ル事ノソソキ馬モ、又人ニナレテ、荷ヲ負フ事モアリ。人ニモナレズ走ル事モ、ソソクシテ、人ヲクヒ、ハネバ、誠ニ何ノ用ニタ、又、捨モノナルベシ（巻下の(24)）

とある注釈の文章と対照させると、『悔草』が文章化に際して従ったのは『卮言抄』の方であったことが判らう。そしてまた、『可笑記』もこの注釈を活用していることも、付け加えて言えば、『悔草』のこの段は、前の文章に続けて、「誠や琥珀は、朽たる塵をすはず。磁石は、まがれる針は吸ずとかや」と成句を引くが、これも『可笑記』巻四の二段で使用されている。「琥珀といふ玉の塵をすひとるがおもしろさにひた物ちりをすハせたらば一筋の塵あり、すひとらず、ふしぎに思ひて手にとつてみれば朽たる塵也。又磁石といふ石の針をすいあぐるが面白さにひた物すハせたらば一本すひあげぬ針あり、ふしぎに思ひ取てみればさきのまがりたる針也」に基づいたのではなく、『童観抄』の「琥珀ハ、アクタラスヘドモ、クチタルチリヲトラズ。磁石ハ、鉄ヲ吸ドモ、マガレルハリヲウケズ」(巻下の(70))を採ったのである。こうしてみれば、この段の典拠としての『卮言抄』、『童観抄』の立場は動かないところであろう。となれば、作者は『悔草』のこの段を書くに際して、『可笑記』と『卮言抄』、『童観抄』に対してどのような意識をもって接していたのかが問われることになる。作者が『可笑記』を参照にしたことは、既に指摘したテーマ及びテーマの記述化における構成の一致という事実が示している。このことは作者が『可笑記』のこの段を書くことの動機にし、この段に立脚したと解釈できる。にもか、わらず、文章化するにあたっては『卮言抄』、『童観抄』の字句をなぞったことの意味するところは、『可笑記』の当の段の記述が、先に言及しておいたように、『卮言抄』を典拠にしたということに作者が気付くのは容易であったと考えられるから、文章化にあたって『卮言抄』を選ぶことによって、『可笑記』と同じになることを避けた、換言すれば、『可笑記』

の記述に触発されて書くことになった行為を隠蔽した点にある。これは、また、『可笑記』に基本的には依存しながら、『可笑記』から離隔し、そうすることで、一線を劃そうとした作者の書く意識の現れとして捉えることができる。ところで、『可笑記』が「…何事にも皆とりえあるべし」と提示し、「ぐどんなる人は正直なるが取え也。又わやくなるものはござかしきがとりえ也。」と愚昧者、乱暴者にも取り柄を認め、肯定的一面を説いたのに反して、『悔草』が「心はあしくねぢゆがみ、慙に利口ぶるをのが身のほど、いやしき所作、かへりみざりし後悔」と述べて、自分の取り柄の全くない様を嘆いた結語は、『可笑記』の完全な陰面である。『可笑記』と一線を劃する意識は実は、『可笑記』のこうした陰面としての『悔草』を書くことの企ての意識の現れとして解釈できるのではないか。

だが、『悔草』を『可笑記』の陰面として書くという作者の意識のあり方を説明する前に、もう少し、『可笑記』と一線を劃する意識について検討しておきたい。と言うのも、『可笑記』が、これまで扱ってきた例のように他の典拠と重なり合わさった形で使われている場合ばかりではなく、単独で使われ、それだけで一段が構成されている例も当然見い出され、その場合にはその段の主題が『可笑記』での主題をそのまま踏襲しているとは言えないからである。

例えば、『悔草』上巻の三十七段は『可笑記』巻五の八十段の韓信の股くぐりの逸話を採って、『可笑記』同様にこれに寸評を添えて一段としている。この寸評がこの段の主題を語っているのは言うまでもないが、それは、『無道の者無礼をしかけ、悪口いふとも、けものと同じ。いかで人倫のあしらひあらんや。』

という見解として示されている。これは『三徳抄』の「無道ノ者、愚ナル者、バカ者ナドノ、無礼ヲシカケ、悪口ヲ云ヒカクル事アラバ、其人ニヨリテ、酔狂人トモ思フベシ、又は虻・蜂・蠅ノ飛来リテ人ニアタルト思フベシ。…イカンゾ、コナタヨリ人倫ノアイシライラセンヤ。是堪忍ノ強也。」に基づいた文章であり（両者の傍線部分の語句の一致がそれを証明する）、作者は『三徳抄』のこの記述に依って「堪忍」の主題を提示したものである。一方、『可笑記』は韓信の逸話を「堪忍」の例証として扱ってはいず、韓信が彼に股くぐりを強要した無頼者を後に楚の警備長官に任じた振舞いに焦点を当てて、「あだをばおんをもって報ずる」という主題の例証とし

ている。しかも、『悔草』の作者は、この三十七段のわずかばかり前に、つまり同じ上巻の三十三段において、既に「あだをば恩にて報ずる事」の主題の下に「語園」、「野槌」から他の逸話を引用して、この主題の例証に挙げている。以上の事実から、作者は、『可笑記』と同じ主題を扱う場合には他の逸話を例に挙げ、同じ逸話を扱う場合には他の主題に変える、という操作を行ったことが分る。そして、この操作はあくまでも『可笑記』と一線を劃そうとする作者の書く意識がなされたものとの解釈を妨げない。

## (三)

依拠した段の主題を変えてしまう例を上巻の二十段の張文節の儉約の逸話にも見い出すことができる。この逸話は「語園」下巻に「富貴ニシテ猶ケンヤク成事」の題で収められているが、正保二年刊の、つまり『悔草』刊行の二年前に出版された『ひそめ草』の中巻の三十二段も実は「語園」からこの逸話を得ているのである。

そこで、『悔草』は「ひそめ草」を利用したのかの問題を先ず解決しなければならぬのだが、両書の間に関連性を指摘するならば、例えば、『ひそめ草』中巻の二十二段の冒頭「いやしき身さへこのころは、和哥の浦なみに心をよせ、人毎によむうたかたのあはれかなしきわれが身のたちよるべくもあらねども」が『悔草』中巻の二十三段の「和哥の浦半に心をよせ人ごとに読うたかたの、あはれげに我などが、立入べきにはあらねども」とあって、傍線を施した語句の一致が認められること、『悔草』中巻の四段の娘への教訓歌八首中の六首が『ひそめ草』下巻の一段の娘への教訓いろは歌と、若干の異同があるが、共通すること、同じく中巻の十二段中の茶湯を評した「価高直の物、このんでは、あまねく茶のゆなりがたしとて、古織部は、今焼の物、このみて用ひけるとかや」は『ひそめ草』上巻の二段の「古田織部とて此道の好士…価高直成ものばかりにては、わびはかなひがたし。…茶入水さし茶わんそのほか、様々にあたらしくやかせ出しぬれば、わづかの代にてみなくもとめ、…普く茶をすきぬるとかや」と記述内容の共通していることなどがあって、両書の影響関係を認めることができる。

次には、既に述べたが、『悔草』が「語園」を典拠の一つとして使った事実がある。この事実と『ひそめ草』との間に認められた影響関係とから、

当然「悔草」は張文節の逸話をどちらの書から得たかの問いに答えなければならぬ。しかし、「悔草」の張文節の逸話を語る文章からはその典拠を示す決め手となる手がかりに欠け、どちらかに判定し難いことである。ただし、「悔草」の作者はこの逸話がどちらにも載っていることを知りえた点と、どちらの逸話も読みえたことは確実である。

ところで、渡辺守邦氏は先述の「悔草」の典拠の問題を考察した論文の中で、作者の典拠に対処する姿勢に言及して、右の三書の間には「語園」の側から言えば「語園」から「ひそめ草」を経由して、「悔草」に到達するルート他に、「ひそめ草」を経由せずに直接に至るルートがあつて、この二つのチャンネルによつて結ばれている。すなわち「悔草」(の作者)は「ひそめ草」の背後に「語園」の存在を見出し、そこから「ひそめ草」には採られなかつた新しい話柄を取ることができた。事態を指摘している。この指摘は作者が「悔草」を書くにおいて「ひそめ草」を「可笑記」同様に強く意識に措いていたことを示唆する。その意識の措き方は「ひそめ草」を媒介にして「語園」の利用を思い立つたこと、両書に載る逸話に接し「ひそめ草」に倣つてその逸話を採らうと決めた時に、「ひそめ草」と同じ主題の下に扱つかどうかであつたはずである。つまり、張文節の逸話において取つた彼の姿勢がこの時の彼の意識の措き方を示しているはずである。

『ひそめ草』がこの逸話に添えた評言は、「富貴だが「その色をみせずをこる心のなき人はまだし」、「身の上はうとくならず思ふまならずされどもひきしりぞくべき事ならねば」世間の交際に苦しまねばならない。「むかしより人にもしられ」た家柄の人を例に挙げて、その苦しみを「前業をこそうらむべかりし物ならんかし」と捉える仏教の見解であるのに対して、「悔草」は「富貴の人」を驕慢と批難することの気持の内には貧しき昔の「そねみ」や「心のをくする」感情が動いているが、そうした感情の動きは貧しさ故の「金銀」「財宝」に対する欲求から生じたものだから、「唯人は、上中下共に、分際相應こそねがはしき」と論評する儒教の見解である。こゝに答えは明らかであろう。「ひそめ草」に全てを従うことを避けた意識を知ることができる。

もう一つ、「悔草」上巻の三十九段の場合を検討例に取つてみたい。この段には「列女伝」を原拠とする孟母の逸話―妻の肩ぬぎした有様を

難じた孟子に、孟母が礼を教訓した逸話が「しらぬ国へ入は、禁制の事を」とい、其門家に入ては、其いむ事をとふべし」の例話として載る。この逸話の典拠に関しては渡辺守邦氏が「童観抄」に依るとした指摘を自ら再検討して「ひそめ草」に依ることを立証している。逸話自体の典拠は立証の通りであるが、作者がこの逸話に続けて「我等もさし足して立聞し、こはづくろみもなく、むぎと出入、無礼といひ、意地わるきゆへと後悔」と結んだ文章中の「こはづくろみもなく」は「童観抄」のこの逸話についての注釈「堂ニノポラントスルトナバ、コハツクリシテノボル。人ニ用心サセメナリ」(上の(12))―「ひそめ草」も実は孟母のこの逸話を「童観抄」から得たのであるが、その際「コハツクリシテノボル。人ニ用心サセメナリ」の行を脱落させてしまつてゐる。この脱落した形のまゝに逸話として「悔草」は採つたのである―に基づいてゐる。したがつて、この段に

ついて言えば、作者は「ひそめ草」をも「童観抄」をも典拠としたのであつて、渡辺氏の指摘はどちらも正しいと言ふことができる。さてそこで以上の事実を踏まえて、「ひそめ草」と「悔草」の作者がこの逸話をどのように扱つてゐるかを検討するならば、「ひそめ草」の作者は「童観抄」からこの逸話だけを採つて記載してゐるのみであつて、評言を添へることはしていない。それはこの逸話の中で述べられてゐる孟子に対して孟母が教訓した礼法「門にいらんとする時は、たれかあるとふ。これつゝ、しみの故也。堂のぼらんとする時は、帯より下をみる。人のあやまちをみまじきがため也。これ礼法のさだまれる処也」を讀者に伝えることで十分に意図したところを記しえた判断したからであろう。一方、「悔草」の作者は、先述したように、この逸話を「しらぬ国へ入は、禁制の事をとひ、其門家に入ては、其いむ事をとふべし」の主題の例話として扱つてゐることである。そして、この主題は、「可笑記」巻三の三十三段にも類似の表現で見出し出せるが、それよりは「寸鉄録」(藤原惺窩)の「入竟而問禁入国而問俗入門而問諱礼二」の注釈「マツ他処ノサカイニイリテハ、ソノトコロノ禁制ノシナヲトウモノナリ。又ソノ人ノ門ニイリテハ、ソノ家ノ主人ノイミキラウコトノヤウヲトウ也」を典拠としたことは両方の字句の一致から明らかである。「寸鉄録」は「コレミナシラヌカタヨソヘユクモノ、サダメレル礼也」と注釈を結んでゐるが、「悔草」の作者はこの結びの注釈をこの逸話を記載する段の主題に選択したからこそ「寸鉄録」の注



## 『悔草』の創意

釈文を採ったということであろう。そして、この主題の選択には、『ひそめ草』にある「これ礼法のさだまれる処也。」と同類の『寸鉄録』の結びの注釈にある「コレサダマル礼也。」に接して、誰が扱っても同じにならざるをえないこの「礼法」の教訓としての逸話を、同じく「礼法」についての記述ながら、『ひそめ草』とは違った文脈で扱えることを強く意識に措いていた作者の書く意識を見て取ることができる。それに、『悔草』あの結びの文章について言うならば、『寸鉄録』や『童観抄』の注釈に述べた礼法に反した振舞いを述べて、これら注釈を反転させた陰画として、それが書かれていることが分かります。そして『童観抄』の陰画としてということは、結局は、『ひそめ草』の陰画としてであることも。

以上検討した『悔草』の作者の『ひそめ草』に対する意識の措き方から、『可笑記』に対するのと同様の、依存しながらも離隔して一線を劃そうとする意識が働いているとはつきりと結論づけることができよう。

## (四)

『可笑記』と『ひそめ草』に対して『悔草』の作者が執った依存しつつも離隔して一線を劃そうとする意識に関して、『悔草』の典拠の指摘を通して類似の推論を提示したのが渡辺守邦氏である。それは、『悔草』と『可笑記』、『童観抄』あるいは『厄言抄』との三者の間に共通の語柄が存在している場合、一例を除いて、『可笑記』にはなく、『可笑記』が典拠にした『童観抄』ないしは『厄言抄』に依っていること、『ひそめ草』の場合には、既に(三)で言及し引用したが、『語園』から『ひそめ草』には採られなかった新しい語柄を取ることができたことの事態を指摘して、『悔草』の作者がそうした理由を、その典拠源を『可笑記』、『ひそめ草』を媒介にして得たこと、「関連を目立たせまいとしたこと」、つまり、典拠源の「存在に開眼したことを隠蔽しようとする意識の顕現だったのではあるまいか」という推論である。この推論は、典拠との関連において『悔草』を読むというものの分析から見取ることできた典拠の一つである『可笑記』と『ひそめ草』に対する作者の依存—離隔—一線を劃することという書く意識についての結論を裏付けて十分の意義をもつ。

そして、右の意識は『可笑記』に対しては特に顕著な強勢を以て現れ出ていると言うことができ、ひいては、(二)で言及しておいた、『悔草』と題してこの作品を書くことを企てた作者の書く意識に繋がっていると考

ることができ。

こうした作者の書く意識のあり方を示唆しているのが、『侍道は我しらず』の語句である。これは『悔草』上巻の十八段の、「世上の御法度」は「恐れつ、しむべきこと」、「人請などにた、ん事」は「辞退ある」べきこと、「ゆづり状証文」は「逆なる義はかまへて辞退ある」べきことを述べた、その途中に挿入されていて目を惹くのである。しかも、この語句と同様の、「武芸はしらず」(中の二十二段)、「しかし武道はしらず」(中の三十三段)、「たゞし武士の意地はしらず」(下の十五段)の語句を数え上げることができて、なおのこと、これらの語句の意味するものに注意せざるをえないと考えるのである。

さて、これらの語句が挿入されることによって、それでは各々の段の記述はどのような意味を呈示することになるのか。

「武士の意地はしらず」が挿入された段の場合をみるならば、この語句は「酔狂気違いばかもの」に出会う時には出来るだけ遠くから脇道にそれ、止むを得ぬ時は「立退き、堪忍」すべきこと、しかし「無道の者に、行違時の」手段として「兵法の心得はあらまほし」と説くのにすぐ続けて記されている。ところで、『甲陽軍鑑』は、品第二「信玄公舍弟典厩、子息立異見外執事」に「一不可近付無行義人之事」の一条を掲げ、品第四十上には信玄が「無分別人」を指して「奉公人の上に、大身小身の侍は申に及ばず、下々の者迄、相手におそろしき人」と言い、「彼無分別人、跡先をふま(へ)ず、口に任せ、手に任、法外の仕形あり。…よき分別者が、あしき無分別のもの相手になり、徒に身をはたすなれば、是を思案して見られよ。分別なき物は、おそろしき人にてはなきか」と語って訓えた話が載せられている。『悔草』で説く「酔狂気違いばかもの」「無道の者」に出会った時の心得は、したがって、武士の心懸けるべきことという、『甲陽軍鑑』の語に従って言えば、『侍道』のコードにおいて読み取られる事態に置かれていることを意味している。もし、読者がこの段の記述を『侍道』のコードにおいて読み進めていった場合を想定したとすれば、この読者は「武士の意地はしらず」の語句に突き当たって、そのコードでの読みを否定され、そのコードを放棄することになろう。結果、彼は「武士」を外した人々階層に対しての心得を説いた記述として読みを決めることになる。彼における「武士の意地はしらず」の語句を契機にしての右の読み

の決定は、また、この記述の書き手の所属する階層をも、この語句によつて、「武士」層に帰属しえないことの読み取りをも促すことになる。

さらに言えば、右のような「侍道」のコードにおいて読むという営みも離れた場合を考えてみても、右の読みの決定は読者においてなされるはずである。つまり、読者は『悔草』を読み進んで行く途次において、順次に「侍道は我しらず」（上の十八段）、「武芸はしらず」（中の二十一一段）、「しかし、武道はしらず」（中の三十三段）、「たゞし武士の意地はしらず」（下の十五段）の語句に読み当って行くことになるわけだが、その結果は、これらの語句は読者の内部で積み重なり、その意味するところを重くしていくことになって、必然的に、『悔草』の記述の書き手についてのイメージを形成してしまうことになる。「武士」の階層には属しない人物を、そして、その記述も、また、「武士」以外の階層にあつて適當するものだと。

ところが、『悔草』の作者として浅井了意が『可笑記評判』（巻一の三）『浮世物語』（巻二の九）でその名を記した井上小左衛門は豊臣家の旗本で後に徳川家に仕えた人物かと考証されている。「悔草」下巻の十二段には「つたなき、われらごときの、半人なりし其時」とあつて、これは徳川に仕える以前の自身の境遇を洩したものと見做すことができ、これによつて、『悔草』は仕官後の述作であろうと考えられているのである。作者は紛れもなく武士階層に属し、「侍道」「武道」「武芸」「武士の意地」は「しらず」とは言いえない場に身を置いている。にもかかわらず、『悔草』の書き手はそのことを「しらず」と繰り返すのである。そこにどんな意識が働いているのか。その意識の露頭を「しかし、武道はしらず」の中巻の三十三段に見ることができよう。

人は上つら何となく、かどのなひこそよけれ。扱内存はかたく、義に強こそあらまほし。たとへば松は、をのが枝の、つよきによつて、雪おれ有。柳は枝の弱けれど雪おれなし。実や人間も、短氣にいさみ過れば、身命あやまる。しかし武道はしらず。柔和に遠慮の人は、あやまちなし。…文中の喩えは『可笑記』巻一の二十三段を典拠とするが、『可笑記』はこの喩えを引いて「心もあらん侍」の、

慈悲深く、義理つよく、老たるを敬ひ、若をとりたて、同年にしたしく欲あさく、いんぎんにして情ふかく、剛なる心をおしかくし、しかも

底には油断せず、うはべむつくりと人あひよきこそ真実の大剛無類の武士なるべけれ。

と武士の道を説くことに主眼を置いている。「可笑記」の武士の道を説くこの記述を『悔草』のそれと対照させてみれば、『悔草』の書き手は明らかに『可笑記』のこの記述を意識に措き、この記述を「しかし、武道はしらず」と言い切ることで切り返していることが理解されよう。このように切り返して、説かれた武士の道は世間一般的な人倫に拮据して捉えられることになる。

『可笑記』の最大の主題は『甲陽軍鑑』の思想を承けて「侍道」を説くことにあり、その「侍道」の完成のために、武士の「学文」「芸能」に努むべきことを、したがって、作者は繰り返して説く。「悔草」が中巻二十二段において、

人は零落時やあらん。其たつきともならば、学文よみ書は沙汰に及ず。医道哥道茶道、音曲つ、み仕舞舞方、万の目利算勘など、其外あらん。武芸はしらず。かやうの物一道ならひえて、持やうにこそあらまほし。

と記したのも『可笑記』の右の主張を意識に措いてのことである。その主張の『悔草』の作者に最も意識されたと思われる段を次に掲げると、むかしさる人の物がたりに人となりてはかならず心がけ学すべき事有べし。まづ聖賢のをしへにまかせて文武をもつばらと仁義を心がけべし。この外手かく事しゆせきは諸芸万能のうはもり、物か、ぬ侍は偏にあじりめくらおしのごとし。次に医道まことに人の命をたもつ所忠孝も又そなはると云り。さて弓馬のみち侍がしらでかなはぬ事。次に料理万のあじはひをと、のへ臍をやしなひ氣血をと、のふ。しよくは是人の命也。（巻五の六十一一段）

『徒然草』百二十二段を典拠にした一段であるが、『悔草』の作者にもこの典拠は判つたはずである。さて右に引用した兩段の記述を対照してみれば、『可笑記』での「さて弓馬のみち侍がしらでかなはぬ事」を狙つての「武芸はしらず」の否定の言辭であるのは判然としよう。作者が典拠を扱う意識についての観点において、このあり方を捉えるならば、『可笑記』に依つた事態を右の言辭によつて否定するとともに、『徒然草』典拠に向つて『可笑記』典拠を隠蔽してしまう作者の意識であると言ふことができる。このような『可笑記』に対しての意識から、武士の道は排除され、

## 『悔草』の創意

記述は『可笑記』には記されない「音曲」以下「算勘」までを挙げて町人世間一般の道に替えられしむ。読者はこの段を武士ではない階層の人の記述として受け容れるということになるのである。

以上の事柄は、『悔草』の書き手を武士以外の階層者に設定し、書き手の属する階層のレベルにおいてものを見、判断し、言うという記述のあり方を選択したことを意味していることになろう。実作者とは切り離された書き手を虚構化したのである。この虚構上の書き手は(一)で言及した虚構としての「香匙立」の体験談の虚構の語り手である「田夫」の「我」である。

「田夫」の「我」は、また、上巻の一段において「我子」を語る時に、「人がましき人の子」「利根の子」「愚鈍なれども富る人の子」と対照的に「まづしきぐちの我子」と記し、自身を「つたなきわれらごときの」(下巻の十二段)「愚なる我ら」(下巻の十七段)「元来愚なれば」(下巻の十八段)「愚蒙の我らなど」(下巻の二十二段)と語っているように、貧乏で愚蒙の人物として読者の眼前に作者によって提示されている。つまり、作者は貧乏で愚蒙な武士ではない書き手を創り出し、この人物が貧乏で愚蒙ゆえにかくあるべきことを行いえなかつた「後悔」——この語で「悔草」の各段は結ばれていて、『悔草』の題名の由来である。——を記述するという構図を発想したのである。

そして、この構図は読者に対して、恐らく、最も有効に訴える方法として作者は考えたのではなかつたらうか。

『悔草』が典拠にした儒教仮名抄や『可笑記』『ひそめ草』には「後悔」の語が意外にも目につく。

『三徳抄』には、例えば、「心ニヨク分別シテ後悔ナキハ仁也。」「如此工夫セバ、何ノ後悔カアランヤ。」「ソレモ又我身ノ勝手ノタメナドニスレバ後悔モアリ。」「モノゴトニ私ナクシテ、悔モナクウラミモナカルベシ。」「『ひそめ草』には、「後悔かぎりあるまじ(上巻の六段)」「酔さめての後悔たれもおほかるべし」(同、十四段)、「此人につねに懇志して、をくべき物をとくゆべし」(同、十八段)、「わが身のあしきふるまひによりて也とて、後悔の心ひまなし」(同、二十一)等が、『可笑記』には、例えば、「後にその物の入用のとき、事をかきて後悔する」(巻一の三十一段)、「月々に後悔のみ数そひはべる」(巻二の三十八段)、「牛馬のごとく心やすく思ひなば、いつぞのほどかあやまち有て、後悔かひあ

るまじ」(巻三の十九段)、「又れいのいしやをたのみ、養せんとすれどもたのまれば、後悔千万かぎりもなく」(巻四の二十八段)、「うかうかとわたりたらばかならずあやまち後悔あるべし」(巻五の三十二段)等が、各々に指摘でき、特に『可笑記』での使用が顕著である。就中、寇萊公六悔銘に基づいて、

皆人ごとに後悔すべき事あり、父母存命のうち不幸にして、しねば後くやむべし。まだしき時大事と思ひ、やうじやうせずして大病に成てくゆべし。わかき時万ならずして年寄て悔べし。兼て物毎に学せずして、恥をかきて悔べし。大酒をのみ酔狂して醒て悔べし。老、出頭、奉行のとき、利欲にめでたくしして、無理ひがごとを沙汰しおこなひ、諸人の慈悲しみつもり、天罰をかふり、身命はめつの時悔べし。福貴のとき大きにおごりて天命に背、すりきりおちぶれて悔べし。女若衆にれんぼして、心をつくし身を碎き、あき風立てて悔べし。日頃不忠不孝にして、傍輩恩賞に預りし時悔べし。万事少しの時堪忍せずして、大事となして悔べし。けいはく表裏にたたらされて、恩賞あたへて悔べし。万の法度かろしめあなどり、罪科におこなはれて悔べし。悪人にまじはり、あやまち有るとき悔べし。万油断して、首尾相違のとき悔べし。しぬべき時に得ずして、生がひなくて悔べし。

と「後悔すべき事」を列挙した巻一の三段に集約的に使われている。

そして、『悔草』の典拠であるこれら作品において、この「後悔」(あるいは「悔」)の語は規範を慎み守ることの主張に反した時に「後悔すべし」(あるいは「悔べし」)とする記述構成での使用として図式化できる。この構成では、書き手は常に規範の主唱者、教訓者として読者の前に立ち、読者にとっては知的に倫理的に優位者である。このあり方に対して、『悔草』は規範を書き手が貧乏で愚蒙の故にそれに反した行為をなしてきたことの結果の「後悔」の形で説き続ける。書き手は教訓される者の立場に常に置かれている。典拠作品の反転された陰面に他ならない。こうすることによって規範を実践できない愚蒙者の臍を噛む「後悔」の念が生成されることになるのであって、浅井了意が『悔草』の作者の「後悔」の念を「な」の小左衛門とかやいひしもの悔草三巻をつくりて現在の中はいふに及ばず過去未来をかけて三世をくやみしかどもまだ悔たらずやありけん」(『可笑記評判』巻一の三)とか、「井上小左衛門慰某が悔草を作りて古今万悔

## 三 浦 邦 夫

しき事共を書き連ねたるぞ哀れなる」(『浮世物語』巻二の九)と評したように、教訓される者の立場の読者の感慨と同質であって、それゆえにこそ、それは読者に共感させるといふ効果を生むことになるのである。以上の事柄は、ある意味で特定の読者＝武士に向けられて書かれたとも読むことの可能な『可笑記』に対抗して、作者がより広い階層の読者を対象として書くことを企てたことを意味づけ、「侍道」・「武道」等は「しらず」の言辞としてこの企ての意識が顕現化したと言ふことができよう。

(五)

『悔草』の以上のような虚構性が明らかになった段階において、読み過してしまふことのできない一段がある。中巻の二十七段、書き手は勇の諸様態を述べ、その後が続いて次のように記す。

扱つたなき我らが、文段つゝかず、てにはだにしらずで、有ふれしことのみ、はぶきて書綴、我意に任せいはんは、勇のたぐひならんか、かたはらいなき後悔。

書き手が自身の文章、記述内容を自ら評した言辭である。文章の展開の未熟・粗雑を述べ、記述内容の「有ふれしこと」、それも「我意に任せ」たものと述懐する。こゝに作者の卑下意識が顔を覗かせているのを見てとるのは容易であろうが、注目したいのは「有ふれしことのみ」書き綴り「我意に任せ」て言ったと語っている個所である。こゝは「悔草」の序の次の個所と対応する。

ある人のいひしは、唐の玄齡は、子孫の爲に、聖賢の誠を屏風にしるし、心に留よと、教し事を聞かんに、実もと思ひよりて、姥おうち世話を愚のまゝに書きつゝり、己が後悔を顕すは、ふつ、かなれど、拙き我子のため、下藤の世渡るたつきとも、ならん物ならなきにはしかり。

「有ふれしこと」とは、序での言葉で言えば、「姥おうちの世話」なのである。それは「聖賢の誠」と対比されることによつて教訓の世俗性、日常性を一段と際立たせる。貧乏で愚蒙な「我子」や「下藤」の知と感覚に最もびつたりと丈が合うのである。この背丈にとつては「聖賢の誠」はかえつて敬遠されるばかりであつて、「聖賢の誠」はその意味では相対的に意義を減じ、その分だけ「有ふれしこと」が価値をもつてくることになる。「侍道は我しらず」等の言辞を挿入することで、記述内容を世間一般のことに位置づけようとした意識と、これは対応していよう。そして、「有ふれし

こと」を書くという意識にとつて、典拠とした諸作品にみられる(後悔あるべし)の教訓性は当然避けられるべきものであつた。(後悔あるべし)を反転させたへして後悔の立場に身を置くことによつてこそ「有ふれしこと」＝「姥おうちの世話」の教訓性が身に沁みるのである。つまり、「有ふれしことのみ」を扱っていることにおいて、典拠の諸作品との差異性を主張した、と言ふことができる。実際各巻をみれば、「證文」等の書付けのこと(上巻の十六段)、「あつかひ事」(上巻の二十六段)、日常生活の守るべき事柄の列挙(上巻の四十一段)、畳の上の歩き方、茶の持ち運び方、座敷での所作(中巻の十五段)、膳に座しての食事の所作振舞い(中巻の十六、十七、十八の各段)、「医者」にかかる時の心得(中巻の三十段)、「不慮の煩急に痛物」の応急処置(中巻の三十一段)等の記述は日常生活の所作振舞い、心得に焦点を置いているし、下巻では、その二十三段が「これぞ後悔のとゞめなりけり」と記して「悔草」の最終段を意味する結びをもつにもかゝらず(この結語は「可笑記」の結語「是ぞ可笑記のをはり成ける」をなぞつたものである)ことは疑いない)、以後さらに十六の段が書き継がれているのであるが、この十六の段は「正月の門松の事」に始まる節季の謂れ(九段を数える)と信心の事(七段を数える)の記述にあてられている。まさに、愚蒙に相応しい日常生活の営みにおける規範であり、心得であつて、この点に、典拠とした儒者の仮名抄とも「可笑記」や「ひそめ草」とも異なる「悔草」の性格が認められるのである。

そして、以上のように「悔草」の性格を創造することになった契機は題名がもつ(後悔)が語られているように、典拠の(後悔あるべし)の教訓の言辞、就中「可笑記」にみられるこの言辞に対抗して反転させた発想にあつたと言わなければならない。このことは、早くに、浅井了意が『浮世物語』において「可笑記」の「六悔銘」(巻一の三段)と「悔草」のへして後悔の語との関連深さを認めて、「されば此銘を本として井上小左衛門慰某が悔草を作りて」(巻二の九)と看破していたことだったのである。

(一九八四・九・十三)

注

(1) 『国文学研究資料館紀要』第4号(昭和53年6月)所収。

(2) 拙稿「仮名草子と『徒然草野槌』」(『秋田高専研究紀要』第十七号 一九八二年二月)。

『悔草』の創意

(3) 『寸鉄録』(惺窩)、『彝倫抄』(尺五)を典故とした個所を表示すると左のようになる。

悔草	寸鉄録
上(39)、しらぬ国へ入は、禁制の事をとひ… 下(1)、周礼に三有の品有…	一(11)、入竟而問禁… 一(2)、有過無大…
悔草	彝倫抄
上(6)、兄弟は一鉢分身なり。…物のあらしひは… 上(8)、婦人のおきなき時は…唐に有人のむすめを、めとれり。… 上(9)、分剂相応に心をやしなへと也。… 上(10)、其事をつつしみて、其食を後にせよと有 中(36)、悪のむくふは歴然也…重き物は… 下(7)、殷の湯王の御代に天下日でありにて…	兄弟ノ道ハ…P 323 ~ P 324 女ハ三徒ノ道トテ、オサナキ時ハ…又蔡ノ国ノ人…P 322 ~ P 323 我が身上ノ分際ホドニヤシナフ心ナリ。…P 320 孔子モ慎其事…P 317 善悪ノ報ハ…ヲモキ物ヲ…P 313 ~ P 314 殷ノ湯王…天下早セリ…P 315 ~ P 316

『寸鉄録』『彝倫抄』は『藤原惺窩 林羅山』(岩波 日本思想大系 28)に依る。Pはそのページである。また、中巻の八段と九段は『伊曾保物語』下の廿三「わらんべと盗人の事」、同下の廿九「出家とまのこの事」を典故にしている。

(4) 注(1)に同じ、P 195 ~ P 196。

(5) 「『ひそめ草』考―中世説話との関連を中心に―」(『国語国文』一九七九年第四十八巻) P 1 ~ P 3。

(6) 注(1)、(4)と同じ、P 196。

なほ、『悔草』の本文は『近世文学未刊本叢書 仮名草子篇』(養徳社刊、昭22)に依り、『可笑記』の本文は『可笑記大成 影印・校異・研究』田中伸・深沢秋男・小川武彦編著(笠間書院刊、昭49)に依っている。